有明災害で会社幹部を告発

告発状

大牟田市入船町一番地一
告発人　三池炭鉱労働組合
右　組合長　中原　一
東京都中央区日本橋二丁目
三井石炭鉱業株式会社内
被告発人　松田　修
（代表取締役社長）
東京都中央区日本橋二丁目
三井石炭鉱業株式会社内
被告発人　平賀哲陽
（三池鉱業所所長＝当時）
福岡県大牟田市小川町二十一
被告発人　原田拓朗
（三池鉱業所保安部長＝当時）
福岡県大牟田市白金一八六
被告発人　松本義順
（三池鉱業所有明鉱鉱長＝当時）
熊本県荒尾市新生区三班
被告発人　武永久好
（有明鉱採鉱保安副長＝当時）
福岡県大牟田市小川開AP一〇五～三四
被告発人　伊久美武秀
（有明鉱施設担当副長＝当時）

告発の趣旨

被告発人は、昭和五十九年一月十八日、三井石炭鉱業（株）三池鉱業所有明鉱で発生した坑内火災により、八十三名の尊い労働者の命を奪った大災害は、いずれも殺人罪、鉱山保安法違反、業務上過失致死傷の罪に該当するので厳重に処罰あいなりたい。

告発の理由

一、告発に至る経過と理由

1、昭和五十九年一月十八日、三池鉱業所有明鉱で発生した坑内火災により死者八十三名、COガス中毒患者十六名の犠牲者を出すに至ったが、三池鉱業所に働く全ての労働者の生命と健康に責任をもつ唯一の労働組合として、大災害発生直後より今日まで、被災者の救出、遺族、患者等犠牲者の救援、保安の確立、会社の責任の追及のため全力をあげてきた。

2、そのため三池炭鉱労働組合は、大災害発生と同時に会社に対し抗議するとともに、左記事項について緊急申し入れを行った。

(1) 災害の原因と責任を明らかにすること。

(2) 遺族、被災者に対して万全の措置を行うこと。

(3) 今後の保安確立のため、一切の不安全箇所を除去するまで三池炭鉱の生産作業を中止すること。

(4) その他（略）

そして今日まで、右要求の実現のため全力をあげてきたのである。

3、三池労組はまた災害発生直後より、今次災害が会社の保安無視に起因するものであり、会社の責任はきびしく追及されるべきであるとの態度を繰り返し表明してきた。

そして、右のように会社に対し団交、抗議でその責任を追及した。さらに会社の責任追及並びに今後の保安の確立のためには、会社責任者の刑事責任を追及することが必要不可欠であるとの基本方針にたって捜査当局に対してもきびしくそのことを申し入れ、また労働組合として責任ある立場からはあえて政府事故調査団、炭労・三池事故調査団の最終報告が明確になった時点において、組合として会社幹部の刑事責任の追及を告発することによって行うことを機関で確認してきた。

今般、政府調査団の最終報告が出され、会社の責任の重大性が明確にされるに及び、ここにあらためて正式に本告発状を提出するに至ったものである。

4、組合は、本件大災害の責任をきびしく弾劾するものである。

すなわち組合は今日まで会社に対し、地下産業という過酷な環境の中で働く労働者にとって、保安はもっとも重要な課題であるとして保安第一の姿勢を明確にせよと一貫して追及してきた。

しかし、会社は生産第一主義の姿勢を変えず、その結果三池闘争後から現在まで七百十六名以上の尊い労働者の命が奪われ続けているのであって、主な災害は次のとおりである。

。昭和三十八年十一月九日、三井三池三川鉱、死者四百五十八名負傷者八百三十九名。

。昭和四十二年九月二十八日、三井三池三川鉱、死者七名、負傷者四百三十七名。

。昭和五十六年六月十一日、三井三池三川鉱、死者六名。

以上のような大災害はすべて生産第一主義、保安無視の結果引き起こされた大災害であり、今次有明鉱大災害もまさしく過去の大災害と同様に、日常の保安管理を徹底していれば防げた災害であった。

二度とこのような大災害を防止するためにも会社首脳部の保安管理責任者の刑事責任をきびしく追及することが必要であるとして告発に及んだ。

二、本件大災害の経過

1、災害当日の就業状況

災害当日有明鉱では一番方入坑人員七百七名（南新開を除く）であったが、退避命令が出る前に早昇坑した者五十五名で、退避命令発令時は坑内に六百五十二名が就業していた。

2、災害発生日時

昭和五十九年一月十八日午後一時五十分頃（火災発見者電気係員の集中監視制御指令室に入った報告時刻）

3、災害発生箇所

有明鉱マイナス二百二十メートル連絡斜坑第十BC終端部付近（坑口より二千八百四十メートル）

4、災害の経過

(1) 一月十八日午後一時三十五分頃、風下の三百二十メートル西一卸を昇坑中の電気係員がベルトの焼ける臭いを感じ、二百二十メートル連絡斜坑第十BCの第三調量門の一部が燃えているのを発見した。

火災の発生を確認した同係員は誘導無線により第一報を鉱長室の指令センターに連絡した（十三時五十分頃）。

(2) 指令センターに勤務していた係長は、この報告を受けただちに鉱長室の武永副長に火災発生を連絡した。

連絡を受けた武永副長は指令センターより西一卸関係者に状況報告を求めたが応答がなく、緊急事態と判断したが、たまたま鉱長が外出中であったため電話で鉱長に状況報告を行い、退避命令の指示をあおいだ。その結果、退避命令は第一報より遅れること十五分経過した十四時五分に発令された。

(3) 火災を発見した電気係員は火災現場の風下第十二BC下の落炭清掃をしていて異常を察知した三名の下請作業員が火災発生箇所に駆けつけ、電気係員とともに消火にあたった。

しかし、火災による電気ケーブルの焼損によって消火用水の水圧が低下し、消火ができなくなった。このため火災は拡大し、二百二十メートル連絡斜坑より三百二十メートル西一卸BC坑道へと延焼していった。

(4) 救護隊の招集は有明鉱の二番方で出勤した六名と、坑内に入坑していた一名を加え計七名の編成を行い先発隊として十四時四十分に入坑した。

本格的な救護隊が招集されたのは、有明鉱では災害発生後一時間五十分たった十五時四十分、三川隊十六時三十分、四山隊十六時四十五分である。

(5) 消火については、入気側通気しゃ断十九時二十分頃から二百二十メートルBC連絡斜坑でビニール張り切り作業を行い、二十一時頃完了。一方、排気側については十六時四十分頃より三百二十メートル西一卸巻立口でビニール張り切り作業が開始され、十九時二十分頃完了。引き続き同箇所で本密閉作業に着手し、翌日の十時三十五分頃通気しゃ断を終了した。

(6) 午後三時五十分、三池鉱業所の保安係長より福岡鉱山保安監督局に連絡。午後六時五十分、三池鉱業所より大牟田警察署に火災発生の連絡。午後八時十三分、大牟田消防署に有明鉱副長より救急車の出動要請。

(7) 災害による死傷者は午後七時三十分より翌日の十六時七分の間に死亡者八十三名の遺体を収容し、負傷者十六名の救出を終了した。その結果、戦後四番目の大災害となった。

三、被告発人らの刑事責任

1、被告発人らの会社内における地位と職務権限

被告発人松田修は三井石炭鉱業（株）の代表取締役社長の地位にあり、有明鉱の経営、保安の最高責任者である。

被告発人平賀哲陽は三井石炭鉱業（株）の取締役で三池鉱業所所長の地位にあり、有明鉱の鉱業の実施を統括管理および有明鉱の保安統括責任者である。

被告発人原田拓朗は三池鉱業所の保安部長の地位にあり、三池炭鉱の保安統括副管理責任者である。

被告発人松本義順は三池鉱業所有明鉱鉱長の地位にあり、有明鉱現場の最高責任者として経営、副保安技術管理者として指揮している。

被告発人武永久好は三池鉱業所有明鉱の採掘計画、保安担当の副責任者である。

被告発人伊久美武秀は三池鉱業所有明鉱の施設担当の副責任者である。

2、本件災害を防止する義務

石炭産業は他の産業と違って、地下で作業しなければならない環境下にあり、悪条件下の中で働く労働者にとって保安はもっとも重視しなければならない問題である。

しかし、三井石炭の経営者、現場担当の幹部らは有明鉱で働く労働者の生命、身体を守る義務があるにもかかわらず、日常の保安管理をおこたり最低限の鉱山保安法、三池炭鉱の保安規則・規程すら守っていなかった。その結果、今日まで災害は次つぎと発生している。

今次、有明鉱大災害はまさしく生産第一主義、保安対策を無視した結果引き起こされた大災害であり、本件大災害の根本原因をなすものである。

3、災害の原因

有明鉱二百二十メートルBC連絡斜坑第十BC第三箱型調量門内において第三キャリア台のローラーの角と腐食していた溶接部付近で、フレームから外れたローラースタンドとの間に異常摩擦を生じ、温度が上昇、この発熱により調量門内に堆積していた落炭が蓄熱発火、調量門、ベルト、ケーブル等に延焼したものと推定される。

4、本件災害発生防止の義務違反

(1) 過去、三池炭鉱においてはベルトコンベアの摩擦による火災は、何回となく発生している。その原因はベルトと硬、坑木、ベルトスリップ等による摩擦である。

そのため日常のベルトコンベアの監視は重視しなければならない。したがってベルト当番員の適正な配置と巡回による点検を強化し、ベルトによる火災を防止しなければならないのに、災害当日はベルト当番を配置せず巡回による点検すらしていなかった。

(2) ベルトコンベアに付着する炭じん、ベルトより落ちる炭、硬などについては、日常状況を把握し、最低月一回以上清掃することを義務づけています。しかし、月一回の清掃すら実施されていなかった。そのため災害発生箇所（調量門内）には多くの針金、落炭、硬などが調量門付近にあったことが、災害発生後の現場点検でも確認されており、まさしくずさんなベルトコンベア管理であった。

(3) ベルトは常に片寄りするため、片寄り防止器を設置し、ベルトによる摩擦防止をはからなければならない。また炭じん飛散防止するため、常時散水が必要であるが、いずれも実施されていなかった。

(4) ベルトコンベアの終端部におけるスリップリレーの設置、煙感知器、COセンサー等の適正な配置がなされず、早期発見体制が確立されていなかった。

5、本件災害を拡大させた要因と義務違反

(1) 坑内火災は過去の例を見ても、早期発見、早期消火がいかに重要であるかはいうまでもない。

しかし、本件災害箇所においては前記のように日常の管理体制、防災体制の適正な配置がまったく実施されていなかった。

(2) 消火設備については、いつどこで火災が発生しようとも、ただちに対応できる設備が必要である。したがって水源は二系統を確保し、電源も停電を想定して別電源を確保していなければ、火災に即応できないことは明らかであるにもかかわらず、その設置をおこたった。

(3) 退避命令は状況を正しく把握し早期発令を行うことで被害を最小限にくいとめることはいうまでもない。

しかし、指令センター内の被告発人らは火災発生の第一報を受けたにもかかわらず、火災の程度を安易に考え大災害となるとは考えていなかったと思われる。

そのため、外出中の鉱長に連絡を取り指示をあおいだ結果、退避命令は十五分も遅れて発令し、被害を拡大させた。また退避経路についても、具体的な指示をせずすべて排気坑道に退避したため、大量の死亡者を出す結果となった。

(4) 坑内における火災、ガス爆発など大量のCOガスを発生させ風下に流れて被害を大きくする。

そのため、日常災害を最小限に押さえるため、救急センター、エアマントなど設置し、長時間退避できる施設を完備しておかなければならない。

しかし、有明鉱における救急センターは密閉が不十分なため煙、COガス等が充満するなど欠陥設備であった。また、エアマントについても、まったく設置されていなかった。そのため大量の死亡者を出す大災害となった。

6、被告発人の刑事責任

以上において本件大災害の原因を明らかにしてきたが、被告発人等は右に指摘してきたところについて適切な措置をとらない場合には人命にも重大な犠牲の及ぶことを十分に認識しつつ、これを放置容認していたものであって、その責任は殺人罪に該当することは明白である。

四、結論

本件大災害は、会社経営者並びに現場責任者らの生産第一主義、保安無視の結果発生したものであり、三川鉱炭じん爆発、三川鉱坑内火災などと同様に殺された労働者の遺族、被災患者の怒りと悲しみはまことに深いものがある。

今後、会社において二度と再びかかる災害の発生することのないよう、三池炭鉱に働くすべての労働者・家族の怒りを代表し、ここに被告発人等の刑事責任を追及するため、本告発に及んだものである。

政府の調査委員会は、火源はBCの支柱の腐食による摩擦熱と断定。管理体制などをきびしく問い、被害拡大は複合過失とその責任を指摘している。